



ファックス通信

2012年 1月26日 発行 87号

発行元 社団法人日本理学療法士協会

電話 03(5414)7911 FAX 03(5414)7913

平成24年度介護報酬改定の骨子案を発表

1月25日、第88回社会保障審議会介護給付費分科会にて、平成24年度介護報酬改定について厚労相より諮問がなされ、「平成24年度介護報酬改定について（骨子）」が発表されました。

以下、リハビリテーションに関する改定案のうち、その一部をご紹介します。

■居宅サービス関連

(1) 訪問リハビリ

- ・訪問リハビリテーション費 305単位 ⇒ 305単位（据え置き）
- ・訪問介護事業所との連携に対する評価 新設 ⇒ 300単位（新設）
※理学療法士等と訪問介護のサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問し、身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、当訪問介護計画を作成する上で該理学療法士等が行う必要な指導及び助言。
※3月に1度を限度として300単位を所定単位数に加算する。
- ・同一建物に住所する利用者への訪問リハビリテーション
別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問リハビリテーション事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位を算定する。

(2) 通所介護

- ・個別機能訓練加算 (I) 27単位 ⇒ 42単位
(II) 42単位 ⇒ 50単位（新設）
算定する場合、(I)では、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等の配置や、心身の状態に応じた機能訓練を適切に行う等、別に厚生労働大臣が定める基準に留意ください。

(3) 通所リハビリ

- ・基本サービス費の見直し

通常規模型	1h～2h 未満	2h～3h 未満	3h～4h 未満	4h～6h 未満	6h～8h 未満
要介護1	270	284	386	502	671
要介護2	300	340	463	610	821
要介護3	330	397	540	717	970
要介護4	360	453	617	824	1,121
要介護5	390	509	694	931	1,271

- ・リハマネ加算の算定要件を見直し
 - ▷ 1月につき、4回以上通所していること。
 - ▷ 利用開始後1月までの間に利用者の居宅を訪問し、居宅における利用者の日常生活の状況や家屋の環境を確認した上で、居宅での日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション提供計画を策定すること。

本号は、全2枚です（2枚目）

・短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所後又は認定日から起算して 1月以内 280単位／日 ⇒ 120単位／日
1月超3月以内 140単位／日 ⇒ 60単位／日

・個別リハビリテーション実施加算

⇒ 算定の見直し（80単位／回）

・選択的サービス複数実施加算（介護予防）

（Ⅰ）480単位／月（新設）

（Ⅱ）700単位／月（新設）

（4） 訪問看護

・理学療法士等の訪問看護の報酬の見直し

30分未満	425単位／回
30分以上60分未満	830単位／回

⇒

1回あたり 316単位／回
（※1回あたり20分）

※1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90／100を乗じる。

※1週間に6回を限度に算定する。

■施設サービス関連

（5） 介護老人保健施設

・介護保健施設サービス費の見直し

施設サービス費（Ⅰ）	（ⅰ）	（ⅱ）	（ⅲ）	（ⅳ）
要介護1	710	739	786	819
要介護2	757	811	834	893
要介護3	820	873	897	956
要介護4	872	930	950	1,012
要介護5	925	985	1,003	1,068

・訪問リハビリテーション（老健のみ）算定要件の緩和

「介護老人保健施設の医師においては、入所者の退所時又は当該介護老人保健施設で行っていた通所リハビリテーションを最後に利用した日あるいはその直近に行った診療の日から1月以内に行われた場合」としていた要件を見直し、介護老人保健施設の医師が診察を行った場合においても、病院又は診療所の医師が診察を行った場合と同様に、3月ごとに診察を行った場合に、継続的に訪問リハビリテーションを実施できるようにすること。

・訪問介護事業所との連携に対する評価

新設

⇒ 300単位（新設）

★詳細はこちら⇒ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000002113p.html>

FAX 番号等変更は FAX で受付ます。

間違い FAX が届きましたら、恐れ入りますが、上記 TEL/FAX までご連絡下さい。